

仙台市非常勤行政委員月額報酬

支払い差止め請求訴訟で

勝訴

仙台市民オンブズマン 熊谷優花 弁護士

宮城県、仙台市の非常勤行政委員には、月に数日ほどしか勤務しないにもかかわらず、毎月10万～29万円程度の報酬が支払われています。中には1日も勤務せずに、月額報酬を受け取っている委員も存在しています。仙台市民オンブズマンでは、各委員の勤務実態と報酬額があまりにもバランスを欠いているとして、各委員への報酬の支払いを差し止める訴訟を提起していました。

仙台市との訴訟において、弁護団は、各委員の勤務実態を詳細に分析し、これらの報酬を日額換算した場合の不合理性を強く主張してきました。各委員の証人尋問を行い、その結果、各委員会が「事務局主導」で行われており、中立の立場で行政をチェックすることをその使命とされるべき各委員が、行政内部の事務局に骨抜きにされている様子が浮き彫りとなりました。

これに対する判決が、本年9月15日仙台地方裁判所第3民事部（関口剛弘裁判長）にて言い渡されました。判決では、非常勤行政委員の勤務実態を丹念に分析したうえで、月額報酬が勤務に対する反対給付として著しく不合理であると認定しています。仙台市民オンブズマンとしては、この判決について、市民の問題意識に正面から答えた優れたものと評価しております。本件では、従来の事案より一步踏み込んで、各委員会の議事録や各委員に対する尋問により、その勤務実態についてより詳しく主張・立証がなされた点に特色があ



り、それでもなお判決で月額報酬制の不合理性が認められた点に意義があるのではないかと考えて



No.35 / 2011年12月15日(木)

発行 仙台市民オンブズマン 仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://sendai-ombuds.net/>
e-mail:s-ombuds@nifty.com

います。仙台市は上記判決に対して控訴の手続きを取っていますが、これまでの怠慢を真摯に反省し、非常勤行政委員の報酬を日額制に改める立法措置を直ちに講ずるべきです。

宮城県に対する訴訟では、現在各委員に対する書面尋問手続きを行っています。書面尋問とは、通常の証人尋問手続きとは異なり、委員個人に対して尋問事項書を送付し、質問に対応した回答書を作成してもらうという手続きです。各委員が普段の職務に際してどのような準備作業を行っているのか、当該準備作業が月額報酬制を合



理付けるほどのものであるといえるのか、この手続きで明らかにしていきたいと考えています。

仙台空港アクセス線 資産買取問題住民監査請求

仙台市民オンブズマン 坂野 智 憲
弁 護 士

仙台市民オンブズマンは、宮城県監査委員に対し、仙台空港アクセス線の橋脚、駅舎、仙台空港敷地外の土地を取得するための85億1000万円の支出中止を勧告するよう住民監査請求を行いました。

仙台空港鉄道株式会社（以下会社という）の借入金は、167.5億円（政策投資銀行・市中銀行88.9億円、県78.6億円）です。会社の09年度の経常損失は9億7629万円、これに11年

度から毎年約8億円の返済が加わり資金ショートは時間の問題です。そこで宮城県は会社の再建築として、「上下分離」方式の導入を決定しました。「上下分離」方式は、県が駅舎などの『下』部分を保有して維持補修にあたることで、同社の経営を圧迫する減価償却費や固定資産税の圧縮を図るものです。取得費は85億1000万円は全額金融機関からの借入金の繰り上げ返済に当てられます。

しかし下部構造は現に会社が鉄道事業に直接使用しており、かつ鉄道事業以外の用途に転用する

余地はありません。従って下部構造は引き続き会社に使用させることとなりますが、金融機関からの借入金を繰り上げ返済したところで資金収支が均衡化するに過ぎず賃料収入は望めません。つまり収益還元法で下部構造の価格算定をするとゼロということになります。それどころか下部構造の維持管理は県が行うことになるのでむしろマイナス資産です。このように全く無価値な下部構造を取得するという事は、資産取得に

宮城県の空港アクセス線資産買い取り
オンブズ、住民監査請求

第三セクター「仙台空港アクセス線」見直し。買い取りが実施される。ある、としている。港鉄道（名取市）の経営再建で、宮城県が同社の鉄道資産を約85億円で買い取る。請求では、地方自治法に抵触する疑いがあるとして、支

仙台市民オンブズマン 坂野 智 憲
代表・千葉晃平弁護士
は2日、県が第3セクター「仙台空港鉄道」から駅舎や橋脚などの資産を約85億円で買い取ったことについて、知事に支出の中止を勧告するよう求める住民監査請求を行った。買い取った

空港線資産取得で監査請求
仙台市民オンブズマン 坂野 智 憲
代表・千葉晃平弁護士
は2日、県が第3セクター「仙台空港鉄道」から駅舎や橋脚などの資産を約85億円で買い取ったことについて、知事に支出の中止を勧告するよう求める住民監査請求を行った。買い取った

名を借りた負債の肩代わりに他なりません。

問題は破綻した第3セクターの破綻処理方法としてこれが妥当なのかということです。会社が債務超過に陥っている場合、本来であれば民事再生手続きがとられます。営業継続を前提に、債権者である県及び金融機関が大幅な債権放棄をした上で残額を長期返済する再生計画案が予想されます。このような法的整理が可能であるのに県が資産買い取り方式をとるのは、金融機関の救済が目的です。しかし政策投資銀行は、国が設立した政策投資のリスクを負うべき金融機関であって県民の税金で救済すべき存在ではありません。今回の

破綻処理に当たって資産買い取り方式を取ると、県民の税金による全額負担で金融機関の全債務が繰り上げ返済されることとなります。85億1000万円の資金があればどれだけの震災復興事業をすることができるか県は考えるべきです。震災復興に全力を挙げるべき時に金融機関への返済にこれだけの税金を投入する必要は全くありません。会社は民事再生手続きをとるべきです。

この監査請求に対し、宮城県監査委員は不当にも「却下」を通知してきました（12月7日）。今後の取り組みについては、12月15日の例会で論議します。

仮設住宅についての取り組み

仙台市民オンブズマン 弁護士 島山裕太

東日本大震災の地震・津波により多数の方が住宅を失いました。住宅を失った方々のため応急仮設住宅が必要になり、宮城県内だけでも約2万2000戸が建設されました。

仮設住宅の発注に関しては、社団法人プレハブ協会と各都道府県との間に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」が結ばれており、これに基づいて同協会に登録している業者との間で、随意契約で行われました。当初は同協会の規格建築部会（被災者用応急仮設住宅を提供する事業を行う部会）が受注していましたが、それだけでは間に合わないとのことで住宅部会の業者も受注することになりました。また、契約の形態も本来は「リース」だけの筈でしたが、業者が対応しきれないということで「販売」の形態も加わることとなりました。

各種報道等から、仮設住宅の単価が通常の住宅並である、メーカーによって住み心地が全く違う、欠陥がある、建築について地元業者が関与できていない、などの声が聞こえてきました。そこで、オンブズマンでは仮設住宅の発注に関する資料の情報公開請求を行いました。また、10月7日現地視察を実施し、規格建築部会の「リース」「販売」、



住宅部会が建築した「販売」の仮設住宅の違いを検証してきました（住宅部会には「リース」はありません）。

開示された資料に基づき、現在坪単価等を検証中ですが、規格建築部会と住宅部会とでは明らかに金額な差異が見つかっています。

仮設住宅の発注に問題点がないか、今後も検討を続けます。

がれき処理

談合疑惑問題

仙台市民オンブズマン 庫山 恆 輔

宮城県のがれき二次処理をめぐる談合疑惑が報道される中、仙台市民オンブズマンは情報公開請求で入手した文書を分析し、真相の究明を続けている。

これまで、石巻ブロック、名取・亶理ブロックの4処理区、東部ブロックのプロポーザル審査による処理業者候補選びが終了したが、一部を除き談合情報に名前の上った業者（鹿島、大林等）が選定されていることが明らかになっている。

これまで開示された文書（石巻ブロック、名取・亶理ブロックの4処理区）の分析からは、以下の諸点が問題点として浮かび上がっている。

①審査委員の選出基準、審査委員名、審査委員の個々の評価点等が公表されておらず、審査の公正性、透明性に疑問がある。

②採点基準は、価格評価60点、技術評価40点とされているが、価格評価については、事前公表の参考業務価格（予定価格）の80%以下は満点の60点が与えられることが応募者に明らかにされており、実質的に価格の競争性がない。事実、すでに審査を終えた7件のプロポーザルに参加した16のJVは全て満点の60点を獲得している。こうした審査によって選ばれた業者との随意契約締結には疑問がある。

③大林組は名取・亶理ブロックの4処理区全てに応募しているが、技術評価点が最高29.02点、最低20.12点とばらつきがありきわめて不自然である。なんらかの作為があった疑いがある。

今後も東部、気仙沼ブロック等の開示文書の分析を進める中で、以上の諸点を含め談合疑惑の解明に努めていきたい。

(第三種郵便物認可) 【新聞定価(消費税込み) 朝夕刊1カ月3,925円、朝刊1カ月】

仙台オンブズ

がれき処理で開示請求

「県の業者選定不透明」

東日本大震災が発生したがれき処理をめぐる、仙台市民オンブズマンは26日、宮城県が石巻ブロック(石巻市、東松島市、女川町)の処理業者を選んだ過程が不透明だとして、選定に関する文書を情報公開請求した。

県に談合情報寄せられる

オンブズマンは、巨額を検証するため、文書の公開が求められる震災 開示を求めた。復興事業で、情報が十分に 県は2次仮置き場のがれき処理で、3社以上で公開されていないこと、れき処理で、21日 公開されていないこと、を問題視。事業の透明性 構成する共同企業体(J

北支店が代表のJVを受託候補に決めた。県によると、石巻ブロックの事業費は1億3,000万円程度になる見通し。県は選ばれたJVの構成や評価点は公表していない。

県は、「石巻」「城東部」4ブロックの処理業者も公募形式で決める業者は、県は、ネット業者とする。調べる「両J」認めた。委員会をた。オンブ

第1回

原発勉強会

仙台市民オンブズマン 弁護士 三浦 じゅん

11月30日、「脱原発ひまわりネット」が主催して、弁護士の只野靖さん（原発の運転停止などを求める訴訟において、中心として活躍している方であ

る）を講師にお迎えし、「脱原発裁判—これまでとこれから—」という演題で学習会を開催した。

脱原発ひまわりネットとは、福島原発事故を受けて、女川原発を再稼働させないこと、ひいては脱原発社会を実現することを目的として、勉強会



及びその結果を市民に広報すること等を目的として結成された団体である。オンブズマンのメンバーを中心に議論を重ね、最終的に、11人の女性弁護士が、脱原発ひまわりネット活動の呼びかけをすることになった。

勉強会当日は老若男女80名もの方が出席し、この問題に対する関心の高さを思い知らされた。

呼びかけ人代表の山田いずみ弁護士による、「脱原発ひまわりネット」設立の挨拶に始まり、只野弁護士の講演、質疑応答までの時間は本当にあっという間だった。只野弁護士には、原発の仕組み

と原発事故の可能性が日本中にあること、損害の甚大さ、原発裁判のこれまでの経過、これから私達がすべきことなど、多岐に渡るテーマを実に分かりやすく、具体的にお話いただいた。特に、裁判所に期待しているわけではないが、運動だけで原発を止められるとは思っていないという指摘が印象的だった。一度原発事故がおきると、身体的、経済的、そして何よりも精神的に取り返しのない被害が生じる原発。そして、原発事故は、日本中どこでも起こりうるという事実。

この現実を受け止め、これからも、脱原発ひまわりネットは、これからの世代に希望ある未来を残すためにすべきことを学び、実践していく予定である。

【第2回勉強会のお知らせ】

日時 2月27日 午後3時から午後5時まで

場所 弁護士会館

講師 千葉 恒久 弁護士

講演内容 「再生可能エネルギーが
社会を変えていく」

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク 盛岡例会

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁護士 吉田大輔

12月10日、11日に、盛岡で、北東ネットのシンポジウム・例会が開催されました。

シンポジウムは、「震災・エネルギー問題と地方自治」がテーマでした。岩手大学農学部伊藤幸男氏から「木質バイオマスエネルギーによる地域活性化の可能性と課題」と題した講演、葛巻町農林環境エネルギー課の日向信二氏から「エネルギー自給のまちづくり～くずまき環境は未来の子どもたちへの贈りもの～」と題した講演がなされました。その後、原発関連施設立地地域からの報告として、北海道の渡部達生弁護士からは泊原発の廃炉を目指す運動が展開され、運転差止訴訟

が進められていること、弘前大学の坪正一氏からは六カ所再処理施設の問題点について、宮城の十河弘弁護士からは女川原発の再度稼働阻止に向けた運動が始まっていること、また、新潟の齋藤

